

(表紙)

郡上市森林整備計画
変更計画

郡上市森林整備計画
変更計画

計画期間

自	令和 3 年 4 月 1 日
至	令和 13 年 3 月 31 日

岐阜県
郡上市

令和 6 年 3 月 29 日変更
郡上市告示第 34 号

岐阜県郡上市

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、郡上市森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和6年4月1日とします。

郡上市森林整備計画の一部変更

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 (略)
- 3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 (略)
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 (略)

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

第5～7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網に関する事項

第9 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 (略)
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III～IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1～5 (略)
- 6 その他必要な事項

VI 付属資料

- 1 参考資料
- 2 別表
- 3～5 (略)
- 6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(略)

森林面積は、市の総土地面積103,075haの約9割を占める92,837haとなっています。
民有林面積は90,570haで、うち人工林が50,215haを占め、人工林率は55%となっています。
民有林の樹種は、南部ではヒノキ、北部ではスギの占める割合が高いです。

(略)

<郡上市の森林面積と森林資源内容>

区 分	面 積	備 考
総土地面積	103,075ha	
森林面積	92,837ha	森林比率：90%
国有林面積	2,266ha	
民有林面積	90,570ha	
対象内民有林	90,492ha	
うち人工林面積	50,215ha	民有林の人工林率：55%
天然林面積	37,238ha	
その他面積	3,039ha	
対象外民有林	78ha	

(Ⅵ付属資料1 参考資料(2) 土地利用・(4) 森林資源の現況等①保有者形態別森林面積より)

2 (略)

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 (略)

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下)の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

(2) (略)

3 (略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haをこえる人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	- 造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 - 特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保に努めるものとする。 - 健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 - 特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 - 土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 - 郡上市森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は郡上市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 - 造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。													
人工造林の対象樹種	主な人工造林の対象樹種を以下に示す。 <table><tr><td>区分</td><td>針葉樹</td><td>広葉樹</td><td>備考</td></tr><tr><td>人工造林の対象樹種</td><td>スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類</td><td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ</td><td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td></tr></table>				区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。		
区分	針葉樹	広葉樹	備考											
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、カラマツ、イチイ、マツ類	カエデ・ケヤキ・ホオノキ・コナラ・ミズナラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。											
最深積雪深による造林樹種の区分	積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (長良川地域森林計画 資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table><tr><td>最深積雪深</td><td>樹種及び留意事項</td></tr><tr><td>1. 0m未満の地域</td><td>・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽</td></tr><tr><td>1. 0m以上の地域</td><td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td></tr><tr><td>1. 5mを超える地域</td><td>・ヒノキの人工造林を避ける</td></tr><tr><td>2. 5mを超える地域</td><td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td></tr></table> (関連参考: 長良川地域森林計画 資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)				最深積雪深	樹種及び留意事項	1. 0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽	1. 0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1. 5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2. 5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項													
1. 0m未満の地域	・それぞれの立地条件に応じた樹種を選定して植栽													
1. 0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件によってはケヤキ等の広葉樹を植栽													
1. 5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける													
2. 5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る													

カシナガ等被害跡地の造林樹種	・ 枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。
----------------	---

(2) (略)

(3) (略)

2 天然更新に関する事項

天然更新（天然下種更新、ぼう芽更新）は、前生稚樹の生育状況、母樹の生存等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(1) 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表Ⅱ-2-2-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-2-1 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、VI付属資料2別表5を参照。

(2) 施業

ア (略)

イ (略)

ウ 更新の判定基準

表Ⅱ-2-2-3に示す稚樹高以上の更新樹種が、表Ⅱ-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合は、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもって、更新の完了とします。

表Ⅱ-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm以上かつ競合植物の高さ以上
-----	---

表Ⅱ-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	①残存木が無い場合 ・ 天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までににおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000本/ha
--------	--

	②残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね10,000本/ha)とする。
--	---

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
計					3

エ (略)

オ (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 (略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。特に効率的な森林施業が可能な区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行います。

(3) (略)

第5～7 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表Ⅱ-8-2-1のとおり設定します。

表Ⅱ-8-2-1 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)
白鳥町那留・恩地・野添・六ノ里地内	610.84	那留～六ノ里線	8,220
大和町栗巢・小間見地内	228	小間見～栗巢線	4,500
明宝小川地内	189	小川東線	3,800

3 作業路網に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア (略)

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、表Ⅱ-8-3-1のとおり。

表Ⅱ-8-3-1 基幹路網の整備計画

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	2,000	○	郡上市-4-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	白尾～鷺見線	1,900	○	郡上市-5-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	1,500	○	郡上市-7-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,000	○	郡上市-10-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	4,000	○	郡上市-14-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000	○	郡上市-27-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	1,500	○	郡上市-29-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	1,000	○	郡上市-30-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	大谷～大栃線	1,200		郡上市-16-開設	
開設	自動車道		郡上市	干田野～石徹白線	2,000		郡上市-21-開設	
開設	自動車道	指定林道	郡上市	二間手～水沢上線	2,500		郡上市-25-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	那留～六ノ里線	1,500		郡上市-26-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小間見～栗巢線	4,000		郡上市-28-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	小川東線	2,000		郡上市-31-開設	
開設	自動車道	指定林道 林業専用道	郡上市	鹿倉ヲンボ川線	2,200		郡上市-32-開設	
			前期	8	17,900			
			後期	7	15,400			
開設計				15	33,300			

	省略						
拡張(改良)計			38	84			
	省略						
拡張(舗装)計			16	36,556			

ウ（略）

(2)（略）

4（略）

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1)（略）

(2) 森林技術者の確保・育成・定着

郡上高等学校森林環境科学科への技術向上支援に努めます。

新規参入の森林技術者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう努めます。

林業架線技術者養成研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めます。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住宅整備を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めます。

また林業への新規参入・起業などの林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組めます。

(3)（略）

(4)（略）

2（略）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1)（略）

(2)（略）

(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、郡上市森林づくり推進会議、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、製材業者等のネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

III ～IV （略）

V その他森林の整備のために必要な事項

1～5 （略）

6 その他必要な事項

(1) （略）

(2) 郡上森林マネジメント協議会に関する事項

地域の森林・林業・木材産業・関係者で組織する郡上森林マネジメント協議会により、郡上市内の森林の一元管理（森林データの共同利用及び森林経営計画の作成支援、森林経営管理制度の推進）を図ります。また、川上～川中～川下の連携強化を推進し、木材需給のマッチングと山元への収益還元を図ります。

※川上とは森林整備・木材生産、川中とは流通・製材加工、川下とは最終消費（住宅、紙、エネルギー等）を言う。

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。

VI 付属資料

1 参考資料

(1)～(3) (略)

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

単位(面積:ha)

保有形態		森林総面積			平成26年度実績(㎡)						
		合計	対象内	対象外	計	人工林			天然林		
						計	対象内	対象外	計	対象内	対象外
総計		92,836.57	90,492.35	77.75	89,573.90	51,801.55	50,214.65	22.99	37,772.35	37,237.57	22.62
国有林		2,266.47	-	-	2,076.07	1,563.91	-	-	512.16	-	-
(うち官行造林地)		946.51	-	-	880.91	880.91	-	-	-	-	-
公有林	計	90,570.10	90,492.35	77.75	87,497.83	50,237.64	50,214.65	22.99	37,260.19	37,237.57	22.62
	都道府県有林	416.68	416.68	-	392.84	295.49	295.49	-	97.35	97.35	-
	(うち県行造林地)	223.88	223.88	-	216.00	139.11	139.11	-	76.89	76.89	-
	市町村有林	1,335.08	1,334.90	0.18	1,299.37	921.82	921.67	0.15	377.55	377.52	0.03
	財産区有林	6,819.03	6,819.03	-	6,123.89	3,155.91	3,155.91	-	2,967.98	2,967.98	-
	私有林	81,999.31	81,921.74	77.57	79,681.73	45,864.42	45,841.58	22.84	33,817.31	33,794.72	22.59

※国有林データ: 林野庁所管(中部森林管理局調べ(国有林の地域別の森林計画策定前年度末現在))＋林野庁所管外(R5.3.31現在)の面積 林政課(R6.3.31現在)

※学校所有林は、市町村所有林に含める。

※私有林は、社寺所有林、組合所有林、造林公社造林地、入会林野等公有林以外の森林。

②在住者・不在住者別私有林面積

単位(面積:ha、構成比:%)

市町村	合計面積	私有林					
		在市区		不在市区			
		小計		うち県内		うち県外	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	面積
郡上市	81,921.74	52,108.95	(63.61)	29,812.79	(36.39)	12,721.54	17,091.25
岐阜県	596,451.79	372,553.87	(62.46)	223,897.92	(37.54)	103,987.98	119,909.94

※私有林は、社寺所有林、組合所有林、造林公社造林地、入会林野など公有林以外の森林。

林政課(R6.3.31現在)

③民有林の齢級別面積

単位(面積:ha)

林種	樹種	合計 面積	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
合計		87,452.22	—	160.99	283.10	249.85	197.35	371.98	632.62	1,609.64	3,355.48	4,746.26	6,414.80	69,430.15
人工林	合計	50,214.65	—	160.76	281.80	121.04	188.83	355.31	584.23	1,464.26	3,231.85	4,578.61	6,108.30	33,139.66
	11スギ	24,449.42	—	83.75	203.31	72.83	104.03	44.23	115.10	332.55	645.25	1,183.27	1,735.00	19,930.10
	12ひのき	24,508.25	—	5.39	20.96	43.25	77.46	274.83	452.33	1,117.73	2,565.72	3,387.38	4,368.24	12,194.96
	14あかまつ	450.77	—	2.25	—	—	0.21	—	—	—	0.87	1.10	1.11	445.23
	13からまつ15くろまつ	588.94	—	55.21	47.19	—	—	—	3.87	0.10	0.22	2.88	2.32	477.15
	16,19その他針葉樹	48.50	—	—	—	—	—	—	0.41	4.69	0.29	1.17	0.25	41.69
	その他広葉樹	168.77	—	14.16	10.34	4.96	7.13	36.25	12.52	9.19	19.50	2.81	1.38	50.53
天然林	合計	37,237.57	—	0.23	1.30	128.81	8.52	16.67	48.39	145.38	123.63	167.65	306.50	36,290.49
	11スギ	14.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.38	0.04	14.08
	12ひのき	462.84	—	—	—	—	—	0.51	0.06	0.12	0.13	0.71	0.15	461.16
	14あかまつ	1,733.06	—	—	—	—	—	—	—	—	0.34	2.04	4.00	1,726.68
	13からまつ15くろまつ	8.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.52	7.77
	16,19その他針葉樹	1,035.93	—	—	—	—	—	—	—	0.14	0.34	—	0.37	1,035.08
	その他広葉樹	33,982.95	—	0.23	1.30	128.81	8.52	16.16	48.33	145.12	122.82	164.52	301.42	33,045.72

林政課(R6.3.31現在)

④保有山林面積規模別林家数

単位(林家数:人)

市町村名	総 数	不 明	1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500ha以上
郡上市	16,692	2	7,929	5,487	1,580	956	304	220	123	67	24
岐阜県	171,985	37	99,586	47,827	12,024	6,996	2,207	1,514	960	596	238

林政課(R6.3.31現在)

⑤ (略)

(5)～(12) (略)

2 別表

【別表 1】公益的機能別施業森林等の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵(かん)養機能維持増進森林)	35,855.23
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	6.20
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	233.11
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	632.01
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、 特に効率的な施業が可能な森林	0.00
合 計	36,721.85

(巻末に添付)

3～5 (略)

6 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域



